平成 26 年度第 1 回東京都北区環境審議会議事要旨

日時: 平成26年6月11日(水)14:00~16:15

場所:北区役所 第一庁舎4階 第二委員会室

【出席者】

<委員>

丸田頼一会長

細見正明委員 巻出義紘委員 柳井重人委員 秋山香織委員 広野 要委員 齋藤邦彦委員 小山文大委員 尾花秀雄委員 戸枝大幸委員 花見 隆委員 青木博子委員 大沢たかし委員

川義郎臨時委員

<事務局>

生活環境部長 環境課長 環境課環境政策係

【次 第】

- 1. 挨 拶
- 2. 議 事

北区豊島五丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画について

【傍 聴 人】

傍聴人 3 名

【発言要旨】

< 議 事 >

〇委員

本日の審議会での議題は、平成24年10月19日の区長からの諮問について、ダイオキシン部会での審議の報告を受けて、本審議会において審議を行う。

まず、事務局から参考資料1に基づき、これまでの経緯と判決後の対応、ダイオキシン部会開催状況の説明をお願いしたい。

〇事務局

参考資料1の豊島五丁目地域ダイオキシン類土壌汚染に係る経過について説明する。1、土壌汚染対策事業等について。平成16年、豊島四丁目の日本油脂(株)工場跡地等(日産化学工業(株)王子工場跡地)において、ダイオキシン類による土壌汚染が確認された旨を日本油脂(株)が公表した。

平成17年に、区有地での土壌調査を区が実施した。その結果、旧豊島東小学校、豊島東保育園、東豊島公園敷地から環境基準値を上回るダイオキシン類を検出された。

平成18年12月に、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、都知事がダイオキシン類土壌汚染対策計画を策定した。事業の内容は、汚染土壌によります曝露経路を遮断するため、覆土等を行った。事業の実施者は、北区である。

平成19年1月に、東京都北区環境審議会答申に基づき、区長が豊島五丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策 事業に係る費用負担計画を決定した。区は、日産化学工業王子工場以外には汚染源がなく、全額を負担すべき であるとの主張であった。

2月にそれを納付すべき額の見込み額を決定し、平成18年度、平成19年度に決定した。

訴訟について説明する。

平成19年7月25年に、区長が行った事業者負担金に係る各決定の取消しを求め、日産化学工業(株)が訴訟を提起した。それを受けて、平成23年7月7日、東京地方裁判所判決で区が敗訴をした。7月19日には、区が判決を不服として控訴をして、平成24年9月27日に、東京高裁判決で区が敗訴した。

判決は、費用負担計画は王子工場が操業を開始してから終了・閉鎖するまでの間に、操業していたものを負担する義務者とするもので、大日本人造肥料、日本鉱業、日産化学工業の3社が該当するにもかかわらず、日産化学工業のみ費用負担させた本件は、費用負担計画に基づかない違法な処分であるという内容であった。

10月5日にそれを受け、補正予算を議決された。日産化学工業(株)の返金等は、記載のとおりである。

10月19日に、区長が東京都北区環境審議会に「北区豊島五丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策計画」に係る費用負担計画について諮問をして、同審議会は諮問の部会付議を決定した。その際、会社法の専門家を部会に補強すべきとのことから、臨時委員に委嘱した。

3. 判決後の専門部会の開催状況について説明する。

記載のとおり、平成24年度に3回、平成25年度に7回、平成26年度に1回、開催した。専門部会でさまざまな議論を重ね、専門部会委員全員のご了解を得て、費用負担計画とその考え方がまとめられたので、報告をさせてい

ただく。詳細につきましては、委員から説明をお願いいたしたい。

〇委員

ダイオキシン部会では11回議論をしてきた。最後の1回は聴聞で、JX日鉱日石金属株式会社と日産化学工業株式会社に意見陳述いただいた。その意見の内容が、資料3、4である。

この資料3、4に基づいて両社からそれぞれ意見を頂戴し、それも踏まえ部会で議論して最終的に部会案としてまとめたのが資料1と2である。

資料1は、最終的に部会案として費用負担計画を提案いたしたい。資料1を取りまとめるに当たって、考え方を示したのが資料2である。

まず、資料2を説明して、それをまとめた形が資料1ということで、資料2について説明をする。

公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画の考え方について、これを部会案とする。

これは、東京都が策定した「北区豊島五丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策計画」(以下「対策計画」という。) に基づく公害防止事業に係る費用負担計画について、改めて策定するため、北区環境審議会ダイオキシン部会 が設定されて、ここで議論されたものである。

この考え方については以下のとおりであり、まず、費用を負担させる事業者を定める基準について、下にあるこのような理由から、「公害防止事業費事業者負担法」(以下「負担法」という)に基づいて費用を負担させる事業者を 定める基準というのを、以下のように考えた。

ダイオキシン類対策特別措置法の第29条第1項の規定に基づき、平成18年3月6日付で「ダイオキシン類土壌 汚染対策地域」に指定された区域(以下「対策地域」という)対策地域を含む土地において、苛性ソーダの生産を するために、陽極に黒鉛電極を用いた隔膜法によって食塩電解を有する工場を操業することによって、食塩電解 の工程から発生するダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者が、それに該当するということで ある。

その根拠として、まず(1)ダイオキシン類の汚染確認と公害防止事業であるが、平成16年12月、北区豊島五丁目所在の旧北区立豊島東小学校の跡地利用計画を立てるために北区が土壌調査を行った。平成17年2月に、ダイオキシン類による汚染が確認された。平成18年3月6日、東京都知事が、ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づいて、対策地域を下記に示すように指定し、同月7日にその旨を公告した。

内容は、北区豊島五丁目5番15号の一部、これは東豊島公園の一部だが、さらに北区豊島五丁目6番1号の一部、これは旧豊島東小学校の一部に相当する。さらに、北区豊島五丁目6番12号の一部、これは豊島東保育園の園庭等である。合計1万3.410㎡の土地である。

対策地域の地歴について。対策地域は、大正6年12月に関東酸曹株式会社が電解工場を建設して、食塩電解工程から苛性ソーダの生産を開始するまで、田畑等で、ダイオキシン類の発生原因は存在しないと考えられる。その土地の経緯等については、下の資料2の対策地域の状況図だとか地図、過去にさかのぼる航空写真等からそういうことが考えられる。

大正12年、大日本人造肥料株式会社が、関東酸曹株式会社を吸収合併し、昭和12年4月まで当該工場にて苛性ソーダの生産を継続していた。

昭和12年4月から昭和18年3月までは、日本化学工業株式会社及び同社を改称した「日産化学工業株式会社」

(現在の同名の会社とは異なる会社であって、ここでは「旧日産化学工業」とする)が、当該工場にて苛性ソーダの 生産を行って、昭和18年4月、日本鉱業株式会社、これは現在のJX日鉱日石金属株式会社に相当する。(以下、「日本鉱業株式会社」を「日本鉱業」という、「JX日鉱日石金属株式会社」を「JX日鉱日石金属」という)、旧日産化 学工業を日本鉱業が吸収合併して、昭和20年3月まで、この工場で苛性ソーダの生産を継続していた。

昭和20年4月から昭和44年12月までは日産化学工業株式会社、これも旧日本油脂株式会社が昭和20年4月に日本鉱業から化学部門の営業譲渡を受けて改称した会社である。これを「日産化学工業」と呼ばせていただくが、 当該工場にて苛性ソーダの生産をずっと継続していた。この経緯については、専門部会では、資料2、3-1あるいは資料3-2という資料をもとにこのように結論した。

従って、当該工場の経営主体というのは次のとおりである。

大正6年12月から昭和12年4月までは大日本人造肥料、昭和12年4月から昭和20年3月まではJX日鉱日石金属、昭和20年4月から昭和44年12月までは日産化学工業と、経営主体を我々としては既に認めた。

この日産化学工業のみに費用負担を求めた決定の取消しが争われた訴訟、これは東京高裁平成23年(行コ)第 261号の訴訟に関する平成24年9月27日付の判決では、対策地域の地歴については、先ほど述べた経営主体 と同趣旨の事実認定がされている。

日産化学工業は、昭和44年12月に生産を全面停止して、昭和45年3月に工場を撤去した後、対策地域は更地となった。その後は、住宅公団によって建設された住宅団地及び公共施設として利用されており、それ以後、ダイオキシン類の発生原因はないと考える。

次のページの、ダイオキシン類の土壌汚染状況だが、対策地域のダイオキシン類による汚染土壌というのは、自然地層には存在しない。その上、自然地層の上に埋土あるいは盛土層、いわゆる人的に加えた層だが、こういう地層に広く、しかも深く高濃度のダイオキシンの汚染した部分があるというのは、資料4のダイオキシン類の土壌汚染状況調査の結果とこの地域の地質断面図から確認されている。

この埋土あるいは盛土層というのは、もともとの堆積物による細砂又はシルトなどから成っている自然地層の上部に形成された地層であり、表層からの深さが2メートルから4メートルのところが多く、最も深いところでは深さ7メートル程度の箇所がある。

言い換えると、掘削などによって凹凸が生じた自然の地層の上に、埋土あるいは盛土層が載っている状況である と言える。

この埋土・盛土層は、礫、コンクリートガラ及びレンガ片などが全体的に混入したもので、自然地層とは明らかに性質が異なる。これは、地質断面図からも明らかである。

このように、対策地域全域に広がる、このような大規模な埋土・盛土層は、当該工場の設置時、及びその後の当該工場の拡張時の嵩上げの際に形成されたほかに、当該工場から排出される産業廃棄物の埋め立てなどによって形成された後に、この工場が撤去されるときに、建物の基礎などに由来するコンクリートガラなどとともに、対策地域を含む一帯に敷き均されたものであると考えられる。特に、最も深い表層から7メートル程度の部分は、王子工場の配置とか、過去の地図等から自然地層を掘削した池の跡地と考えられる。その部分は、7メートル深くある。

この埋土・盛土層に確認されたダイオキシン類は、大正6年から工場が撤去された昭和45年3月まで、現在に至る対策地域の地歴と、後で述べるダイオキシン類の発生原因に照らし合わせると、大日本人造肥料、日本鉱業及

び日産化学工業が当該工場において排出したものであり、日産化学工業が昭和45年に当該工場を撤去し、更地 化する時点において、既に対策地域の土壌中に存在していたと言える。

なお、工場撤去後にも対策地域には土砂が搬入されている。対策事業実施地域に搬入された土砂は1万522㎡の内訳は、住宅団地内の植栽のために1,388㎡、これは住宅公団等の「豊島五丁目団地への土壌の持込状況」とか資料7にあるような資料から数値1,388㎡というのがこの資料から言える。

さらに、東豊島公園の植栽のために7,580㎡、さらに、隅田川の防潮堤の建設工事に1,200㎡、搬入された土砂の内訳を今のように示した。

このうち、住宅団地内の植栽に使用されたものは合計が1,388㎡のうち945㎡につきましては、客土用の畑土として一括購入されたものの一部である。残りの443㎡は山砂であることからすれば、搬入されたものの土壌の中にダイオキシン類が含まれるという可能性は非常に少ないと言える。

残りの9, 134㎡について必ずしも由来が明確とはいえないものの、対策地域全体の面積が1万3, 410㎡ということあるので、それから比較するとわずかであり、ダイオキシン類の汚染が高濃度で検出されている深さ2メートルから4メートル程度の層全体に影響を及ぼすような量には至らないと考えている。

従って、当該工場の撤去後に搬入された土砂によってダイオキシン類の汚染が新たに発生したという可能性は乏 しい。

4番目に、ダイオキシン類の発生原因について。当該工場では経営主体の変遷は、操業から戦前、戦後、昭和44年12月に生産を全面停止するまで、当該工程により苛性ソーダをずっと生産し続けていた。当該工場で用いられ食塩電解過程では、電解槽の中にピッチと呼ばれている、これは黒鉛電極の結合部材であるが、ピッチと電解により食塩から生じた塩素が化学反応して、高濃度のダイオキシン類が発生する。ここで発生したダイオキシン類というのは、例えば焼却由来からのダイオキシンに比べて非常に特徴的な同族体組成、異性体組成を示している。対策地域において確認されたダイオキシン類は、ほぼ全てが食塩電解過程から発生するダイオキシン類に特徴的な同族体組成及び異性体組成を示しているとともに、その濃度が非常に高いというのが特徴であります。

また、当該工程におきましては、ダイオキシン類以外にその類縁化合物、近い化合物だが、似たような化合物として高濃度の塩素化多環芳香族炭化水素類が生成されている。これは非常に特徴的な点である。

また、対策地域に、このように塩素化多環芳香族炭化水素類が検出されて、その組成についても食塩電解過程によって発生したものと同様の特徴を示しているというのが、資料12で示している食塩電解過程に由来するダイオキシン類及びその類縁化合物から言える。

以上のことから、対策地域において確認されましたダイオキシン類は、当該工程による苛性ソーダの生産に伴って 排出されたものと考えられる。

5番目に、こうしたダイオキシン類の排出だが、記録によると当該工場では、操業から戦前、戦後、昭和44年12 月に生産を全面停止するまで数度の経営主体の変遷があった。しかし、設備を引き継ぎ、また増強しながら食塩 電解工程による苛性ソーダをずっと生産し続けたというのが、この資料14から分かる。

対策地域において確認されました土壌汚染状況からすると、当該工程によって生成された高濃度のダイオキシン類が電解槽に沈殿した汚泥に含まれることとなり、この汚泥が操業期間を通じて対策地域内で池などを直接埋め立てるなどして排出され、土壌汚染したものと考えられる。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これは昭和45年12月25日で制定されたが、日産化学工業が工場

を撤去した昭和45年3月以降のことである。要は、法律ができる前に、日産化学工業が工場を撤去していたという ことになる。

大日本人造肥料、日本鉱業及び日産化学工業が当該工程により苛性ソーダを生産していた期間においては、ダイオキシン類を含む産業廃棄物については規制がなかったために、これら3社だけでなく同業他社においても、ダイオキシン類を含む産業廃棄物を無害化して処理する取扱いはなされていなかったと考えられる。

次のページで、事業者全体の負担割合・負担総額についてである。

公害防止事業の事業者に負担させる費用というのは、負担法が第4条第1項で「事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額」と規定している。今回のケースでは、先ほど事業の費用を負担させる事業者を定める基準から、当該工程により苛性ソーダを生産した当該工場以外には汚染原因がないと判断される。従って、ダイオキシン類による土壌汚染は当該工場由来と認められる。

また、当該工場の操業を行った事業者というのは、大日本人造肥料、JX日鉱日石金属及び日産化学工業の3社である。この3社を本件各事業者というが、本件各事業者によって、順次事業活動が行われてきたことからすると、今回の公害防止事業の費用は、本来であれば、本件各事業者がその全額を負担すべきである。

すなわち、負担法第4条第1項は、過去においてその当時の環境関係法令に違反していなかった行為によって発生した公害であっても、汚染原因者負担原則に基づき、汚染原因者に負担させる趣旨から、公害防止事業費の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じた額を負担総額としている。

もっとも、負担法第4条第2項では、公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情により、第1項の額、すなわち公害防止事業費のうち、原因に応じた額を負担総額とすることが妥当でないと認められるときには、「これらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額」を事業者の負担総額とするとしている。

これは、汚染原因者である事業者の負担額を、衡平の観点から減額することを認めるものである。この規定を受けて、負担法第7条では、負担法第4条第2項の規定を適用して減ずべき額を算定することが困難な場合には、公害防止事業の種類に応じて事業者の負担を定めるに当たって基準とすべき一定範囲の割合、これを概定割合として規定している。

ダイオキシン類対策事業についての概定割合というのは定められていないが、今回の事案と類似した東京都大田区大森南四丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業では、減額率を4分の1としていること、また大田区の事例では裁判においても妥当であると認められていることからすると、本件の事案では、減額率を4分の1として、公害防止事業費に4分の3を乗じた金額を負担総額として、事業者に負担させることが適当であると判断した。この事業者負担総額の各事業者間の負担割合についてですが、負担法第5条は、「公害防止事業につき各事業者に負担させる負担金の額というのは、各事業者について、公害防止事業の種類に応じて事業活動の規模、公害の原因となる施設の種類及び規模、事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質その他の事項を基準として、各事業者の事業活動が当該防止事業に係る公害についてその原因となると認められる程度に応じて、負担総額を配分した額とする。」と規定されている。

そこで、本件では、公害の原因となる施設である本件工場の規模であり、かつ排出量を推測する基礎となる当該 工場の苛性ソーダの生産量を基準とし、苛性ソーダの生産量に応じて本件各事業者の負担割合を定めるというこ とにした。なお、対象となる事業者である、JX日鉱日石金属及び日産化学工業について、本件工場操業期間中の 各年度における生産量が確認されるが、大日本人造肥料については大正6年から昭和12年までの操業期間中において、大正6年から昭和10年までの生産量が確認できず、生産能力のみが確認された。

そのため、大日本人造肥料については、生産量が確認できない期間については、生産能力を生産量として算定した。このように算定すると、大日本人造肥料には不利に働くことになるが、同社は既に消滅しており、負担を求めることができない状況であるために、JX日鉱日石金属及び日産化学工業にとっては有利に働くことになると考えられる。

以上のことから、本件各事業者の負担割合は次のとおりとする。これは、単位は当該防止事業費の%、小数点第三位を五捨六入しているが、結論として、大日本人造肥料は33.93%、ただし、同社は既に消滅しており、負担を求めることができない。JX日鉱日石金属13.31%、日産化学工業52.76%と按分することと考えた。

この考え方に基づき、資料1というのはダイオキシン専門部会の費用負担計画に対する案である。

この負担計画だが、1. 公害防止事業の種類。公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号。以下「法」という。)第2条第2項第3号に規定するダイオキシン類により土壌が汚染されている土地について実施した事業。2. 費用を負担させる事業者を定める基準。ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づき、ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された北区豊島五丁目の区域を含む土地において、陽極に黒鉛電極を用いた隔膜法による食塩電解工程(以下「当該工程」という)であるが、当該工程により苛性ソーダの生産をし、生産を停止するまで当該工程から発生するダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者とする。

公害防止事業費の額だが、1億7,882万6,458円で、負担総額と算定基礎及び各事業者の負担額だが、負担総額1億3,411万9,843円として、算定基礎は、まず負担総額は公害防止事業費の額、これは1億7,800万円余りの額に、法第4条第2項に規定する妥当と認められる額、これは公害防止事業費の4分の1を引いたもの、すなわち、公害防止事業費額の4分の3に当たるものであります。これが1億3,411万9,843円である。

ダイオキシン類による土壌の汚染が行われた期間というのが、法規制以前の行為であるために、法第4条第2項の規定に基づく減額を行います。大田区大森南四丁目ダイオキシン類土壌汚染対策事業における減額率が4分の1とされていることから、これを参考にして先ほど述べました負担総額となる。

この負担額に対する各事業者の負担額であるが、大日本人造肥料株式会社については生産能力を加味しているが、各事業者の苛性ソーダ生産量を、各事業者の生産量の合計で除した割合、単位は%で、小数点第三位を五捨六入という形に、上記の負担総額を乗じて各事業者の負担額を次のとおりとした。

現在のJX日鉱日石金属株式会社の日本鉱業株式会社だが、総額に考え方で述べたとおりの割合を掛けたものが1億3,411万9,843円×13.31%、これが1,785万1,351円となる。

日産化学工業株式会社については、先ほどの負担総額の52.76%を掛けた値、すなわち7,076万1,629円である。

大日本人造肥料株式会社については、負担総額に33.93%を掛けた4,550万6,863円を本来負担させるべきであるが、同社は既に消滅しており、負担を求めることができないということで、なお書きで、平成18年12月作成の北区豊島五丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策計画の4を参照して、負担総額をこのようにした。

以上が、部会でまとめた案で、先ほど来当該工場の操業を行った事業者というのは、主体が変遷していると申し上げた。この点につきましては、これから別の委員から説明する。

〇委員

委員のほうから申し上げたとおりであるが、要約して説明すると、大日本人造肥料という会社が苛性ソーダを生産する際に、ダイオキシン類をまず排出し、次に、JX日鉱日石金属だが、旧日産化学工業、日本鉱業という会社が続いて王子工場でダイオキシンを排出した。その時点では、大日本人造肥料が排出したダイオキシンとJX日鉱日石金属の元の会社が排出したダイオキシンが王子工場の跡地に排出されている状態である。

さらに、日産化学工業がその後、昭和20年4月から引き継いで昭和44年12月まで、同じ土地にダイオキシン類を排出した。

今現在は、覆土という形でダイオキシンを覆っているが、本来で言えば、出した者である大日本人造肥料・JX日鉱日石金属の元の会社・日産化学工業が負担すべきであるということである。ただ、ダイオキシンが土壌の中である程度は工場を建てたり、壊したりしている際に攪拌されて、どのダイオキシンが誰が排出したかわからないという状況になっているが、大日本人造肥料とJX日鉱日石金属の元会社、それから日産化学工業がやったことは間違いないとわかっている。

では、これを3社でどうやって割り振るのだという話になり、今回の資料6だが、これも厳密に生産量がぴったりわかるわけではないのだが、苛性ソーダの生産量に比例して割りつけるしかないという結論になり、大日本人造肥料は一部は概算というか生産能力になっているが、それを超えることはないだろうから、3社の生産量を算定し、それを今回のかかった費用全体を生産量に応じて割りつけた。

会社法の話をすると、元の判決、第1回に出した決定については、全部日産化学工業が引き継いだのではないかということで、全額日産化学工業に負担すべきだと決定したのだが、裁判所は、大日本人造肥料・JX日鉱日石金属の元会社が行ったところもあるのだから、全額日産化学工業に負担させるのは違法という結論が出た。専門部会ではどのような形で負担させようかという議論をして、ここで申し上げた結論に至った。

〇委員

それでは、ただいまのご報告について、意見をいただきたいと思うが、まず、資料2、費用負担計画の考え方について、質問などいただき、その後、資料1の負担計画案について意見をいただきたいと思う。資料2について、ご質問などあるか。

〇委員

企業がダイオキシンを出したということについては、企業側も受け入れているのか、どうなのか。そこが争点になる ということはないのかということをまず聞きたい。

〇委員

各会社、割り当てられた会社としてみれば、それこそ50年前、80年前、昔の話を今からさかのぼって負担せよと 言われているわけだから、争点化することは十分に考えられる。

ただ、専門部会のでは、苛性ソーダを食塩電解工程によって生成する場合、必ず副産物としてダイオキシンが出るのだと話し合った。厳密に言うと、黒鉛を結びつけているタールピッチ由来のダイオキシンだが、必ず出る工程であるということから、その工程を用いて苛性ソーダをつくっている以上、ダイオキシンが生成されるのだということについて立証は十分と考えている。

企業の配分というのか、負担というのかそれだけが問題でいいのかなということが不安になるのだが、そういうこと を伺いたい。

〇委員

確かに、事業者は資料5にあるように、主体が変わっているのだが、生産プロセスそのものは変わっていない。よって、ずっと同じものを生産し続けているので、そういう意味では、原因は明らかではないかと思う。

ただ、各主体が何割ずつという明確な根拠となるものは今現在なかなかない。あるとすると、我々としては生産量、同じプロセスで生産されていたので、生産量で按分するのが妥当ではないかと考える。生産プロセスが変わっていれば、このようにはいかないと思うが、主体が変わっても同じつくり方をしているとすれば、生産量に応じてそれぞれ割り当てるのが適当ではないかと、この部会では結論した。

〇委員

今の根拠でこれまで2回敗訴した点については反論できるということなのか。

〇委員

100%勝てますということはいえないが、向こうの主張は、訴訟で1個1個潰していき、その過程で、最終的に裁判所が、区の主張の方が正しいという判断に至るが、一方で、争点化されていないところがいきなり争点になるというのは考えられる。どの裁判官が担当するかによって違うという部分もある。だから、100%勝てるということは言えないが、部会で法律、化学的な見地から、それぞれ違う専門家同士で集まって議論し、部会案としてまとめた。

〇委員

前回の訴訟と今回の費用負担計画の大きな変更点というのは、前回は1社の日産化学工業だけが原因者として特定をしたということだが、1社だけではないということで、深く内容には踏み込まずに門前払いのような形の裁判であったということで、今回はさらに地歴等を調べながら2社がさらに関わっていたという結論を導かれて、生産量に応じて、また生産能力に応じて按分比率を出されたということでいいかと思っている。

前回と今回との訴訟の被告というかが大きく1社から3社に変わったというところに関して、区として主張が違うのではないかということを言われた場合に、どのようにそこを証明というか、話をしていくのか。

あと、道路を挟んで四丁目側にURと日本油脂との裁判もあったかと思うが、和解交渉になったということだが、同じ条件ではないのかなとは思うが、こちらの和解がどのように進んでいるのか。

また、こちらが豊島五丁目側、今、北区が抱えているところが同じような形で訴訟という形にいくにしても、裁判を起こさないと和解にもならないのだとは思っているが、展望みたいなものがあれば、お聞かせいただきたい。

〇委員

今回、対象の大日本人造肥料は、会社として存在してないので、対象が2社になる。この2社を処分の相手方とすることについては、裁判所としては前回の高裁判決の筋に従った趣旨であるので、裁判の結果をもとにこのように

したということで、そこについては恐らく問題はないと考える。

ただ、裁判の今後の展望になりますと、日産化学工業については一番若くても45年前、古ければ65年ぐらい前のことを言うわけだから、資料もあまり残っていない中で、とにかく言いたいことを全部言ってくる。

これは、会社側からすると、安易にこれを認めると株主から何で認めたのだと、取締役の責任があるのではないかということで、株主代表訴訟なり、取締役の責任が問われかねないので、会社としても言えることはどのようなことも言ってくる可能性がある。

だから、そういった意味では、かなり争点はいろいろ多岐にわたるだろうしし、正直に言えば徹底抗戦されることは 残念ながら見通しとしてある。

これは和解ができない。これは処分であるので、処分を取り消すかどうかだけである。

だから、裁判所から何らかの示唆があって処分を打ち直す、例えばこの決定を一回取り消した上で新しく処分をし 直す裁判所の勧告に従って処分を打ち直す可能性はある。

○事務局

UR都市機構と日油株式会社の件に関しましては、和解をしたということで伺っているが、それ以上のことは伺ってないので、今後、成り行きを見守ってきたいと思っている。

〇委員

参考資料1、資料3に記載がある費用負担計画はみんな同じものか。

○事務局

まず、資料1と資料2というのが、今回定めた費用負担計画とその考え方であり、参考資料1で説明をして前回、 裁判になったのは、前回定めた費用負担計画とその考え方である。

○委員

前回というのはいつのことか。

〇事務局

平成19年1月に費用負担計画を決定ということで、参考資料1に記載をしたが、このときに定めた計画がもとになっている。

〇委員

では、平成24年の訴訟の後に費用負担計画について諮問し、審議会は諮問の部会付議を決定となっているけれども、これは、また別のものか。

○事務局

平成24年10月19日に敗訴を受けて、区長が東京都北区環境審議会に費用負担計画について諮問をして、その

審議会から部会に付議が決定されたということで、その付議を受けて今回示した費用負担計画とその考え方が新たにでき上った。

〇委員

今回の資料1、2は、これは平成24年の諮問に対して出てきた案だということか。わかりました。 では、資料3についている照会を受けて、企業が言っている費用負担計画は、資料1に当たるのか。

〇事務局

資料1、2の案ができ上がった段階で、関係会社であるJX日鉱日石金属と日産化学工業に対してこういった処分を考えているが、意見はありますかということで意見をいただきまとめたものがこちらである。

費用負担計画と考え方を示して、それに対する意見が資料3、資料4で出てきた。

それを受けて作ったのが部会案で、資料2の2ページ目に、昭和12年4月から昭和20年3月までのところをJX日鉱日石金属に、この案では日本鉱業1社と書いてあったのだが、旧日産化学工業を追記した。

〇委員

では、この企業の意見書を読むと、資料1の負担計画というのは受けられないと言っている。これに対して、別に次の案というのを出すわけではないのか。

〇事務局

意見書をもとにしてまとめた意見が資料1と資料2になっているので、本日審議会で認められれば、それを部会案というものから審議会案という形で取りまとめたい。

〇委員

実はJX日鉱日石金属からの意見書、日産化学工業からの意見書で想定される意見については、織り込み済みである。

特に、目新しい主張もなかったので、部会案で構わないのではという考えである。この先、決定され処分をした際にまた取消訴訟が起きることが想定されるが、そこで同じような多分主張がされると思う。

北区としてはそれに対して逐一反論していくと、それに対する立証は今のところ十分だと考えている。

〇委員

この業者の意見書の中で、宮田案を取り下げたという主張となっているが、そういうことなのか。それとも、これに ついて今回は特に主張はしなくても、改めて意見があればそれに対応するということなのか。

○事務局

判決を受けまして全体で3社の会社がかかわっていたので、その費用の負担を按分させる費用負担計画とその考え方にするのが最も合理的だということで、このような趣旨の費用負担計画とその考え方をまとめたということで主

張いたしたい。

〇委員

宮田意見書の撤回については、専門部会で宮田先生に対して新たに今回の案に適合した形での意見書の作成を 現時点でお願いしている。要するに違うから撤回したというのは向こうの言い分だが、そうではなくて、今回の処分 案に適合した形で現在作成だとご理解いただければと思う。

〇委員

このまま戦い続けてきて勝つ見込みというのはどのぐらいあるのか。

また、今までに自治体がこういった過去の企業と戦ってどのぐらいの勝算があるのか。

大田区の事例で、減額率を4分の1としているという言葉が出てくるが、これは実際に大田区が勝って4分の1の 減額率で企業から支払いを受けたのか。

〇委員

まず、最後のご質問については、三菱ガス化学に対して東京都が処分した件については、取消訴訟が起きて実際 に取り消さないという、だから棄却するという判決が出ている。

大田区の事例で、東京都に対してなされた訴えに関しては原告敗訴で東京都の処分が認められている。

根拠が弱ければ会社が勝ち、根拠が強ければ自治体が勝つ。それは、事例によって様々で、この事例が100% 勝てるかとは言えない。ただ、立証が十分だと考えていることも確かである。

だから、訴訟の上で、また会社側から北区が認識していない新たな事実が出されると、訴訟の行方は全然違ってくるが、手持ちの資料から見えるところで言えば、これで十分ではないかと思う。

〇委員

十分ではないかというのは、どういう意味で十分ではないかということか。

〇委員

化学的根拠に関して、分析を先生方に進めていただいた結果、苛性ソーダ生成過程の中で特異なダイオキシン類が出るというのを前提として、それ以外にダイオキシンが発生する根拠というのはほかに見当たらない。

多分、会社としては、とにかくいろいろなことを主張するわけだが、そこについては、やっぱり苛性ソーダ生成過程 で明らかに生じるダイオキシンがそこにあるというのが先生方の調査によって立証可能な程度に証明されていると 考えている次第で、立証十分だと考えている。

〇委員

どうもありがとうございました。

では、時間も制限がありますので、資料の1についても、皆さん方のご質問・ご意見がありましたらお願いいたしたい。

大森と北区の場合、期間が違うのではないかと思うのだが、時期が違っても4分の1というのを適用することに合理性はあるのか、2分の1でもいいのではないかとか、そういう争点になることはあるのか。

〇委員

同種の事例を当たったときに、大田区の事例が最も近いのではないかということで、大田区の事例が東京都の判断で4分の1減額だということで、それを参考にして、この減額率を定めた。

実は、ダイオキシンが各地にいろいろなこの程度の処分があればそれを参考に調査した上でということは可能なのだが、事例自体が少ないので、その中で大田区に関する東京都の事例があったので、それに倣って4分の1という結論になった。

〇委員

大田区と同様に実際に行為が行われた時代が法律のできる前に行われた事例なので、同じ考え方がいいのではないかと思う。ダイオキシン類の特別措置法ができてからの事象であれば全額だと思う。

しかし、まだ法律ができていない時代のものなので、東京都はそういう判断で4分の1とされたと伺っているので、確かに10年、20年の差はあるかもしれないけど、法以前という意味では全く同じ状況ではないかと思う。

〇委員

土地の面積だとか、汚染の重症度などは特には関与しないのか。

〇委員

いろいろな考え方がもちろんあると思う。非常に重篤な汚染だったら、そこまで考慮する必要がないのではないかとか、いろいろな意見もあると思うが。確かに事例が少ないということが一つあるかもしれないが、大田区の事例はダイオキシン類の訴訟で最高裁まで行った判決で、それは非常に重いと考える。確かに期間は違うが、少なくとも法律の以前の事象だということは同じである。

どちらもダイオキシンの研究者としては、高濃度な汚染だという意味では同じではないかと思う。

〇委員

今回は審議会の答申案として一本にまとめなければいけない。資料1にあります部会案と書いているが、費用負担計画というものを審議会の答申案としたいということだ。これが原案である。 何かご質問はあるか。

〇委員

前回のときには、将来にわたってこれが何か経費が必要になった場合に、それを要求する権限というか、要求まで 含めていたように思ったのだが、今回、これは将来にわたっては何も触れないで、ここまでにかかった費用のみに ついて対応するということなのか、それとも将来については今後、要求することはできないであろうということで、将来については区が全面的に負担するということなのか。

〇委員

この点については、資料1の2ページ目の一番最後のなお書きをご覧いただきたいのだが、「なお、平成18年12 月作成の北区豊島五丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策計画の4を参照のこと。」とあり、これは東京都がつくった対策計画ということで、今後、それこそ抜本的にダイオキシンを除去する技術が開発されたり、その他諸般の事情によって対策が必要になることがあるとされている。

ここに書いてあるので、またその計画が新たに出されれば処分の追加があり得るということを示唆した形でなお書きを記載した。

〇委員

前回、これまでの分は負担できても将来にわたって負担することを義務づけられるのは非常に不安があるという 感じもしたので、その辺がどう対応されるのかなと思った。

未知のものについてまで拘束されることに対して、企業側は非常に懸念するという感じがしたのでお伺いしたのだが、その辺はどうなのか。これまでの分とこれからのことについても、ここでもしこれらを受け入れたということは、将来にわたって受け入れることにはならないかもしれないけれども、そこを義務づけられることになるわけではないと企業側は受け取ってもいいのか。

〇委員

企業側の受け取り方は、企業に聞いてみないとわからないが、あくまでも部会の立場としては、今回の公害防止 事業に関してこの費用をどの企業にどう負担させるかということが主眼なので、今後についてはよくわからない。 今後、どういう対策をするのか、それは東京都のほうでまた新たな計画を策定したときに、検討するべき事項では ないかと考えている。

〇委員

では、資料1という答申案の基礎というか、基本にこの審議会でまとめたいと思うのだが、資料1の負担計画案を 基本にして答申案をつくるということだ。

挙手という決定の仕方があるので、それに賛成できる方は挙手をお願いしたいと思うが、いかがでしょうか。

(賛成者 挙手)

〇委員

賛成多数ということである。ありがとうございました。

それでは、資料1の部会案を審議会の答申案とさせていただく。

今、事務局から答申の案文をお配りする。

(答申案文 配付)

〇委員

皆様方、お渡ししたとおりだが、平成26年度答申第1号、平成26年6月11日、東京都北区長、花川與惣太殿、ということで、「北区豊島五丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策計画」に係る費用負担計画について(答申)、平成24年10月19日付24北環環第2354号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。ということで、以下、2ページにわたっているが、答申案に書かれている。

以下につきましては、省略させていただく。

〇委員

一つよろしいか。ここで費用負担させる事業者を定める基準の中に、期間が切ってあって、「苛性ソーダの生産をし、生産を停止するまで、当該工程から発生するダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者」となっているが、ということは、停止した後、土壌の汚染を引き起こした者についてはこれは含まないということなのか。それともこの文章は、当然それは含まれるということでよろしいか。「生産を停止するまで」という文章が必要なのかどうかだと、気になったのだが。

「生産をし、当該工程から発生するダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者。」「生産を停止するまで」ということが気になるのだが。

〇委員

資料2で記載している、事業者を定める基準についてのところにある文章とあえて変えているのは何か意味があるのか。

「陽極に黒鉛電極を用いた隔膜法による食塩電解を有する工場を操業することにより、当該工程から発生するダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者。」というのをあえて言いかえているのは、そのほうが範囲が広まるとか、法律的に何か考えがあるのか。

〇委員

費用負担計画の資料1を前提とするほうの2項については、これは前の決定に合わせた基準ということだが、事務局のほうと確認したところ、部会案のほうで資料2の費用を負担させる事業者を定める基準の以下のとおりとしたと、今回、ここを変えているので、大変申しわけないのですけれども、質問のあった件についてはこれに表現を合わせたほうがいいかと思うので、部会案のほうを修正する形で改めて審議会案としていただいてはいかがと思うのだが、委員いかがか。

〇委員

そうすると、結果的に。

〇委員

結果的には、「生産を停止するまで」という語句を削除する。

生産しと、素直に書くわけか。

〇委員

ここをそのまま抜いたほうが。

〇委員

資料2の1番に、費用を負担させる事業者を定める基準についてというのがある。資料2の1の、「次の理由から、以下のとおりとした。」以下の5行の文章をそのまま今回の審議会案の費用を負担させる事業者を定める基準とさせていただく。そうすると、違う点はここだけか。

〇委員

ちょっと休憩を挟んで調整したほうがいいのではないか。

〇事務局

委員からご提案があったとおり、少し休憩を挟み、結論を導きたいと思うので、少しお時間をいただきたい。

〇委員

では、暫時休憩。

(休憩)

〇委員

審議会を再開いたしたい。

では、事務局から、訂正箇所の説明をお願したい。

〇事務局

指摘があったとおり、2の費用を負担させる事業者を定める基準を考え方の5行の文章に改めた。

「ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づき、平成18年3月6日付でダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された区域を含む土地において、苛性ソーダの生産をするために、陽極に黒鉛電極を用いた隔膜法による食塩電解工程(以下「当該工程」という。)を有する工場を操業することにより、当該工程から発生するダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者」とさせていただいた。

考え方をここで工程が抜けているかと思うが、工程をつけさせていただきたいと思う。

参考資料について、補正予算のところで、資料に1億6,700円と書いてあるが、700万円であるので、訂正をさせていただきたい。

〇委員

何かご質問は。

さっきの問題は解決したと思うのが、もう一つ、「当該工程から発生するダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者。」となっているが、排出しということで全てがカバーされるのかどうかを気になったのだが。 排出した行為でなくても、漏れ出たものとか、飛散したものとか、そういうものは全部「排出し」の中に入るということ、か。

〇事務局

委員ご理解のとおりで、事務局もそのように考えている。

○委員

ほかにあるか。

今後だが、区長への答申につきましては、会長に一任ということでいいか。

(異議なし)

〇委員

ありがとうございます。

それでは、区長への答申につきましては、一任いただきまして、区長に提出した答申文を後日、各委員に送付するということとする。

事務局から、本件につきまして今後のスケジュールがあれば説明をお願いしたい。

○事務局

それでは、本日、環境審議会会長から区長へ答申文をいただいたので、これに関して費用負担計画の区長決裁をとりたいと考えている。それが終わった後、費用負担計画の決定と告示を行い、JX日鉱日石金属株式会社及び日産化学工業株式会社に意見を照会させていただきたいと考えている。

7月10日前後にJX日鉱日石金属株式会社、また日産化学工業株式会社から意見の提出をお待ちしたいと考えている。その後、7月中旬ぐらいになると思うが、JX日鉱日石金属株式会社並びに日産化学工業株式会社宛てに公害防止事業に係る事業者負担金額について通知をさせていただきたいと考えている。

今月開かれます区民生活委員会の議会のほうにも報告をさせていただきたいと思うので、ご了承いただければと 思う。

〇委員

では、これをもって、本日の議事は全て終了する。

平成26年度第1回東京都北区環境審議会の議事を終了させていただきたい。

—閉会—